

奈良県未利用地の一時貸付要領

奈良県未利用地の一時貸付を希望される方（以下、「借受希望者」という。）は、この要領を熟読し、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 貸付の概要

(1) 貸付の内容

奈良県未利用地の一時貸付

(2) 貸付期間

最大令和6年12月末まで

貸付期間の延長は、原則として行いません。

(3) 貸付料

貸付料は、別紙1 貸付物件一覧に定める月額単価に貸付面積を乗じた額を基本とします。

ただし、貸付期間が1ヶ月未満の場合は、貸付料と別に消費税が必要です。貸付料月額に消費税を加算した額をその月の日数で除して得た額に貸付日数を乗じた額とします。

(4) 貸付可能な用途

臨時的・一時的な使用用途に限ります。

例：臨時駐車場、資材仮置き場、イベント会場、展示場他

(5) 利用制限される用途

- ① 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
- ② 風俗営業、政治的・宗教的中立を損なう用途、その他社会通念上不適切と判断される用途
- ③ 破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
- ④ 産業廃棄物置場、砂利・砂・残土置場、振動・騒音・悪臭等著しく近隣の住環境を損なう可能性があるもの
- ⑤ 建物の建設（一時使用目的の建物、臨時設備、工作物は除く）
- ⑥ 土地の掘削、盛土等の形状変更
- ⑦ その他、管理上または環境保全上、不適切と判断されるもの等、県有地の貸付に適さない用途

(6) 貸付物件

- ① 各貸付物件は別紙1 貸付物件一覧のとおり
- ② 各貸付物件の詳細は、別紙2 物件調書記載のとおり
- ③ 各貸付物件は原則として貸付可能面積全体を貸付対象としますが、一部分のみの貸付を希望される場合は事前に申込先にご相談ください。
- ④ 掲載物件でも借受者が決定しまたは契約手続中の場合がありますので、貸付を希望する場合は、まず申込先にお問い合わせください。

2 申請の資格要件

個人、法人を問わず、どなたでも申し込みいただけます。ただし、次の①から⑩までのいずれかに該当する方は、申し込みできません。

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者成年被後見人
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 国税（法人税又所得税及び消費税をいう。）及び地方税について滞納がある者
- ⑧ 奈良県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかった者
- ⑨ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑩ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑪ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

3 申し込み方法

借受希望者は、普通財産借受申込書兼入札参加申込書（別紙3）及び添付書類を持参又は郵送により以下の申込先まで提出してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

[申込先]

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県総務部ファシリティマネジメント室財産係

TEL 0742-27-8004 内線2319

○ 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。（持参の場合、正午から午後1までは除く。）なお、土・日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の受付は行いません。電話・ファックス・インターネットによる受付は行いません。

普通財産借受申込書兼入札参加申込書には、物件番号、希望する借受期間、借受目的等を記載してください。

問い合わせ時、申請時に借受者が決定し、または入札・契約手続中の場合があります。

[添付書類]

個人の場合：普通財産借受申込書兼入札参加申込書、誓約書（別紙4）、印鑑登録証明書、住民票抄本

法人の場合：普通財産借受申込書兼入札参加申込書、誓約書、印鑑登録証明書、登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び役員等一覧表（別紙5）

※ 証明書類は、3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

※ 普通財産借受申込書兼入札参加申込書、誓約書及び代表者選任届に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用して下さい。

※ 普通財産借受申込書兼入札参加申込書、誓約書、役員等一覧表及び代表者選任届は末尾に貼付されているものを利用して下さい。

※ 提出いただいた書類は、いかなる理由にかかわらず一切返却できません。

※ その他県が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

4 無効となる申し込み

次のいずれかに該当する申し込みは、無効となります。

- ① 資格のない者が行った場合
- ② 申請に関して不正な行為を行った場合
- ③ 借受希望者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）、金額の記載及び押印の漏れ、並びに判読不能なものがある場合
- ④ 受付開始日前に到達したもの

5 借受者の決定方法

普通財産借受申込書兼入札参加申込書に記載された借受期間、借受目的等を審査のうえ適当と認められれば、申請内容を貸付条件として、一般競争入札（少額の場合は随意契約となります）により借受者を決定します。貸付金額が一定金額以上の場合には一般競争入札を実施します。貸付期間の延長は、原則として行いません。最高入札価格が奈良県が定めた予定価格に達しないときは、入札を打ち切ります。入札に関する手続き等は別に定めます。

なお、市町村等から公共利用の申込みがあった場合は、公共利用を優先します。また、貸付期間が重複した場合は、奈良県未利用地の有効活用を図るという観点から、最も長い貸付期間を仕様基準として入札等を実施します。

6 貸付料の納付

貸付料は、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに納付してください。

7 契約の締結

県有財産賃貸借契約書により契約を締結します。

8 契約の解除

次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除します。

- ① 借受者が契約に定める義務を履行しないとき
- ② 奈良県、国又は他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき
- ③ 県において貸付物件の運営方針に変更が生じたとき
- ④ 2に定める申請の資格要件の①～⑪に該当したとき

9 借受者の自己都合による契約の解除

借受者は自己都合により契約を解除できます。この場合において、借受人は解除する日の15日前までにその旨を県に通知しなければなりません。また、既に納めた貸付料は還付しません。

10 貸付契約期間中の使用制限及び維持管理責任

- ① 借受者は県有財産賃貸借契約書に記載された用途を遵守してください。
- ② 借受者は貸付物件の転貸又は賃借権の譲渡はできません。
- ③ 借受者は善良な管理者としての注意義務をもって貸付物件の維持管理に努めなければなりません。
- ④ 借受者は貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとします。
- ⑤ 借受物件に起因する問合せや近隣からの要望について、借受人の責任において対応しなければなりません。
- ⑥ 貸付に際して生じる一切の費用・責任について、県は負いません。

11 貸付契約の終了

- ① 貸付期間の満了期日までに、貸付物件を借受者の責任と負担において、原則、原状に回復したうえ返還してください。（事前に県の承認を受けたときはこの限りではありません。）
- ② 原則、期限の延長は行わず、期間満了をもって終了となります。引き続き貸付を希望する場合は、新たな申し込みが必要です。（5 借受者の決定方法に記載の方法により借受者を決定します。）